

九十九里地域水道企業団公募型指名競争入札実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、本企業団が発注する建設工事等において実施する公募型指名競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 この要領に規定する公募型指名競争入札の対象工事等、及び設計金額は、下記とする。

- (1) 1億円以上2億円未満の土木、建築工事。
- (2) 1億円以上の電気、機械設備工事。
- (3) 1億円以上の電気、機械設備に係る点検業務委託。
- (4) 130万円以上1億円未満の設備修繕工事のうち、企業長の定めるもの。
- (5) 50万円以上1億円未満の点検業務委託のうち、企業長の定めるもの。

(方 法)

第3条 公募型指名競争入札は、資格要件を付した指名競争入札とする。

(入札参加者の資格)

第4条 応募資格者は、九十九里地域水道企業団競争入札参加者登録簿に登録されている者のうち、特定建設業の許可を受け、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年7月3日施行）に基づく指名停止措置を、公募型指名競争入札の公告の日から当該工事の入札日までの間、受けていない者でなければならない。

2 前項に定めるもののほか、工事の種類又は性質により次の各号に定める入札参加資格要件を設けたときは、入札参加者は当該入札参加資格要件を満たさなければならない。

- (1) 当該工事の工種に係る経営事項審査において、総合点数が一定値以上の者であること。
- (2) 当該工事の工種に係る格付けが一定格付け以上である者であること。
- (3) 原則として過去10年間に当該工事と同種工事の施工実績があること。
- (4) 当該工事に技術者を専任で配置できる者であること。

3 前項の入札参加資格要件は、九十九里地域水道企業団建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）に諮り、その意見をもとに企業長が定めるものとする。

4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、当該工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者、会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定されない者、民事再生法の適用申請

した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者は、応募できないものとする。

(当該工事の公表)

第5条 公募型指名競争入札を行うとする場合、九十九里地域水道企業団ホームページ及び業界紙に掲載し公表するものとする。この場合において、掲示の期間は、公表日から起算して7日間とする。

2 契約担当課長は、入札参加を希望する者（以下「申請者」という。）に当該公表の写し、及び当該工事の概要を配付するものとする。

(応募調書の提出)

第6条 申請者は、企業団指定の応募調書に必要事項を記載し、指定部数を申請期限日までに持参により提出しなければならない。

(指定業者の選定)

第7条 当該工事の指名業者は、応募資格要件を満たした者の中から、建設工事等指名業者選定基準（平成15年8月1日施行）及び九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき選定しなければならない。この場合の業者数は基準業者数の1.5倍までとし、審査会に諮り、その意見をもとに企業長が決定するものとする。

(指名通知)

第8条 前条の規定により指名業者の選定は、提出期限日から15日以内に、九十九里地域水道企業団財務規程第144条第2項の規定により通知するものとする。
但し、応募があった者で、指名しなかった者はその旨連絡をするものとする。

(非指名者への理由説明)

第9条 指名されなかった者は、連絡を受けた日から5日以内に書面をもって契約担当課長に説明を求めることができる。

2 契約担当課長は前項の説明を求められた日から3日以内に書面をもって回答するものとする。

(応募調書の虚偽記載)

第10条 提出された応募調書が明らかに虚偽である場合は、指名しないものとする。

(入札の不執行)

第11条 応募の結果、資格を有すると認められた者が1社である場合、特別の事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(秘密の保持)

第12条 申請者から提出された応募調書は、申請者に返還することを要せず、またいかなる場合もこれを公表しないものとする。

(入札結果の公表)

第13条 落札者の決定後、速やかに開札調書を閲覧方式により公表するものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。